

静岡県地下水の採取に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県地下水の採取に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、特定の区域内において地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を<u>図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「規制地域」とは、<u>地下水を採取したことにより生ずる地盤の沈下、地下水の塩水化又は地下水の水位の異常な低下（以下「地下水の採取に伴う障害」という。）が生じている区域及びこの区域と地下水理において密接な関連を有すると認められる区域で併せて地下水の採取の規制を行う必要があると認められる区域として知事が次条第1項の規定により指定する区域をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地下水の採取に関し、基本理念を定め、特定の区域内において地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を<u>図るとともに、地下水の適正かつ持続的な利用を図り、もって県民生活の安定向上及び本県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「水循環」とは、<u>水循環基本法（平成26年法律第16号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する水循環をいう。</u></p> <p>2 この条例において「健全な水循環」とは、<u>法第2条第2項に規定する健全な水循環をいう。</u></p> <p>3 この条例において「規制地域」とは、<u>地下水を採取したことにより生ずる地盤の沈下、地下水の塩水化又は地下水の水位の異常な低下（以下「地下水の採取に伴う障害」という。）が生じている区域及びこの区域と地下水理において密接な関連を有すると認められる区域で併せて地下水の採取の規制を行う必要</u></p>

2 この条例において「適正化地域」とは、地下水の採取に伴う障害の生ずるおそれのある区域として知事が次条第1項の規定により指定する区域をいう。

3 (略)

(地域の指定)

があると認められる区域として知事が第3条第1項の規定により指定する区域をいう。

4 この条例において「適正化地域」とは、地下水の採取に伴う障害の生ずるおそれのある区域として知事が第3条第1項の規定により指定する区域をいう。

5 (略)

(基本理念)

第2条の2 第1条に規定する措置は、次に掲げる基本理念にのつとり、講ずるものとする。

(1) 地下水については、水循環の過程において、県民生活及び本県経済に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと。

(2) 地下水が県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地下水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての県民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと。

(3) 地下水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるように配慮されなければならないこと。

(地下水に関する情報の管理)

第2条の3 知事は、帯水層（地下水で満たされた砂層その他の透水性が比較的良い地層であつて、地下水の採取の対象となり得るものをいう。）の存する地域の地下水の採取の状況を把握するものとする。

2 知事は、県民に対し、地下水の採取の状況及び水位の変動その他の地下水に関する情報を提供するものとする。

(地域の指定)

第3条 (略)

第3条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。